

地域公共交通確保維持改善計画（案）

令和 7 年 5 月 27 日
（名称）糸満市地域公共交通協議会**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

市内の公共交通は民営の路線バスが複数あるが、その多くが交通結節点である糸満ロータリーより北側に集中し、高齢化が進む交通弱者が多い南東側には公共交通の空白地帯が発生し、住民生活に支障をきたしていた。

市では、住民の生活交通手段を確保するため、平成 27 年度からデマンド交通いとちゃん mini の実証実験を開始した。住民からは好評を得ていたが、財政負担の大きさから維持困難となり平成 28 年度で、実証実験は終了となった。

しかし、いとちゃん mini の廃止により、日常生活や社会参加が困難となった市民が多く出てきた。そこで、住民の移動手段を確保したうえで、財政的に持続可能な体制を探るため平成 30 年度から令和 2 年度まで、いとちゃん mini の試験運行を再度実施した。

令和 3 年 4 月からは、これまでの実証運行で得た結果を基に、需要に応じてバス停と予約締め切り時間の見直しを行い、利用者の増減を検証することにより、持続可能な本格運行の体制を探ることを目的に更なる実証運行を開始した。その結果、見直しの効果により大幅な利用者増が見込めることが確認された。

市はこれまでの運行結果の検証により、いとちゃん mini が、市民の通勤・通学・買い物・通院などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動などのための外出機会を確保し、市の活力の向上及び持続的発展を実現するうえで必要不可欠なものであると判断し、令和 3 年 10 月より新たに本格運行を開始した。

本格運行後は、予約件数や利用者の増加、乗合率が上昇した。しかし、運賃収入や市の財源のみで運行を維持していくことは困難な状況である。

このため、地域公共交通確保維持事業の活用により、いとちゃん mini を確保・維持することで市民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**（1）事業の目標**

地域公共交通網形成計画にて設定した「収支率」に加え、改善の効果がより明確になるよう「1 時間 1 台当たりの乗車数」「乗合率」を設定する。

目標値については、令和 6 年度の「1 時間 1 台当たりの乗車数」を「年 0.1 人ずつ改善」、乗合率を「0.1% ずつ改善」して、「収支率」を「0.1% ずつ改善」を目指します。

	目標	実績値	推計値	目標値			備考
		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	
デマンド	1 時間 1 台あたりの乗車数	1.9 人	2.0 人	2.1 人	2.2 人	2.3 人	年 0.1 人ずつ改善
	乗合率	43.8%	43.9%	44.0%	44.1%	44.2%	年 0.1%ずつ改善
	収支率(国補助除く)	14.9%	15.0%	15.1%	15.2%	15.3%	年 0.1%ずつ改善

※収支率・・・実績値及び目標値はともに 9 月末時点

●参照資料

・糸満市地域公共交通計画・・・令和 7 年 3 月策定 P63

(2) 事業の効果

いとちゃん mini を確保維持改善することにより、市民の通勤・通学・買い物・通院などの日常生活上不可欠な移動支援に加え、文化活動やコミュニティ活動などのための外出機会を確保し、市の活力の向上及び持続的発展を実現することにつながる。

- ・公共交通利用者の増加、利便性の向上
- ・市民の移動満足度向上
- ・回遊性向上による地域活性化
- ・収支改善による継続的な運行
- ・他交通手段との接続性向上
- ・継続的な地域公共交通の維持

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- (1) 未乗及びキャンセル解消や利用促進に向け、全世帯へいとちゃんminiのリーフレット(年 1 回)配布や広報誌・市の HP・LINE など(随時)を活用し周知を行う。(糸満市)
- (2) 利用状況等に応じたバス停の見直しを随時実施(糸満市地域公共交通協議会)
- (3) 予約時の予約日数の削減(現在、1週間前から予約可能。最長予約可能日数7日)に向けた、アンケート調査等の実施。(糸満市、糸満市地域公共交通協議会)
- (4) 持続可能な運行継続に向け、運賃改正の検討。(糸満市、糸満市地域公共交通協議会)

●参照資料

(1) 糸満市地域公共交通計画・・・P63、65、83 の取り組みの方向性、すべての人にやさしい公共交通網の形成

(2) (3) 糸満市地域公共交通計画・・・P63、65、83 の取り組みの方向性、地域移動と移動需要に応じた多様な移動交通手段の整備

(4) 糸満市地域公共交通計画・P63、65、83 の取り組みの方向性、地域、事業者、行政の協働による、効率的で持続可能な公共交通の実現
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「いとちゃん mini」の運行は、糸満市から運行事業者へ委託して行う。費用から収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
(1)1 時間 1 台あたりの乗車数については、いとちゃんmini予約システムデータの実績値を5月開催の地域公共交通協議会において評価。 平均乗車人数(日) h6 67.0 人÷運行時間 12h÷3 台=2.08 人≒約 1.9 人(h6 実績) (2)乗合率については、いとちゃんmini予約システムデータの実績値を5月開催の地域公共交通協議会において評価。 2 人以上乗合件数(h6 9,866 件)÷累計予約件数(h6 22,579 件)=乗合発生率 43.7%(h6 実績) (3)収支率については、10.1～9.30 期間の運賃収入÷運行経費×100 を5月開催の地域公共交通協議会において評価。 R6 の実績 運賃収入(5,886,710 円)÷運行経費(39,933,442 円)×100=14.74%≒ 14.7% ●参照資料 糸満市地域公共交通計画 P63 の取り組みの方向性、コミュニティ交通を確保・維持する
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和7年度

○令和7年5月27日(第1回)

報告事項

・糸満市地域観光交通本格運行報告

協議事項

・令和6年度事業経過報告について

・令和6年度収支決算報告について

・令和7年度事業計画(案)について

・令和7年度収支予算(案)について

・糸満市地域公共交通確保維持改善計画(案)について

19. 利用者等の意見の反映状況

いとちゃん mini の利用者の増加に伴い、お断り件数も増加しているため、受付を依頼している事業所や運行を委託している会社へ聞き取りを行ったところ、利用者よりお断りを減らしてほしいとの意見があったため、その対策として、再編後の南部循環線のルートの延長変更等の説明を、市民に対しチラシや広報等を利用して周知を行い、それとは別に、ルートが延長した地域の自治会に対しては、ルート変更後、自治会を通る路線バスルートに応じたチラシを作成し利便性や料金について説明を行う。また、予約を委託している事業所とも連携し、お断りする方へも同様に、南部循環線のルート変更の説明をし、路線バスへの利活用の強化を図っていく。

現在、予約時において、事前予約受付の日数が7日まで可能となっており、一部の利用者の予約で、他の利用者の予約ができない状況が考えられる。そのため、アンケート調査を行い、事前予約の日数を削減し、多くの利用者の予約が行えるよう改善を図っていく。

また、利用者の少ないバス停について、廃止に向けた見直しを図っていく。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 糸満市潮崎町1丁目1番地

(所 属) 市民健康部 市民生活環境課

(氏 名) 仲 間 勇

(電 話) 098-840-8123

(e-mail) shisei@city.itoman.lg.jp